

令和8年6月2日

## 県立三木東・三木総合高等学校 臨時休業に関する規程

### 1 気象警報等による場合

午前6時30分現在、三木市、小野市、神戸市西区のいずれかに暴風、大雪、暴風雪のいずれかの「警報」「特別警報」、または河川氾濫、大雨、土砂災害のいずれかの「警戒レベル3以上の警報」が発令されている場合、臨時休業とする。なお、居住地域に警報等が発令されている場合、当該生徒は公認欠席（公欠）とする。

### 2 交通途絶による場合

午前6時30分現在、志染駅に停車する神戸電鉄に交通途絶が生じている場合、臨時休業とする。また、通学に利用するその他の公共交通機関が交通途絶により登校できない場合、学校へ連絡すること。この場合、欠席は公認欠席（公欠）とする。

### 3 熱中症特別警戒アラートによる場合

前日14時時点で、兵庫県に「熱中症特別警戒アラート※」が発表されている場合、臨時休業とする。

#### ※熱中症特別警戒アラート

県内すべての暑さ指数情報地点（19地点）で、WBGT（暑さ指数）の最高値が35以上と予測される場合に、前日14時ごろ発表される特別警戒情報。

●上記により臨時休業となった場合、次のとおり対応する。

- ・授業や学校行事は、後日振り替えを行う場合がある。
- ・考査は、考査最終予定日の翌日以降に実施する（公欠による考査受験は、別途協議）。

●本規程は、令和8年6月2日より適用する。